

# 伊豆の国市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月 31 日

## 1 取組方針の策定の目的

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、平成 19 年 7 月 6 日付総行給第 61 号、総財公第 97 号「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」により、その取組方針の策定及び公表を総務省から要請を受けたところです。この要請を踏まえ、伊豆の国市においても、技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、今後の給与等の見直しにむけた取組方針を策定することとなりました。

## 2 現状

伊豆の国市は、平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併後、技能労務職員の退職補充を抑制しているため、平均年齢は年々高くなっています。平成 19 年 7 月 3 日に総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」と比較すると、清掃職員は経験年数も長いことから、民間企業の平均給与月額を上回っていますが、その他の職種については、民間企業の平均給与月額を下回っています。

なお、平成 18 年 4 月 1 日に人事院勧告による大規模な給与構造改革を国に準じて実施しており、技能労務職についても給与の見直しを行っています。

### (1) 職種ごとの人数平均年齢、平均給与等及び民間従業者データ

単位：百円

伊豆の国市					民間企業				
					静岡県平均		全国平均		
職種	人数	平均年齢	1 平均給与月額	左のうち 超過労働 給与額を 除いた額	類似 職種	平均 年齢	2 平均給与 月額	平均 年齢	2 平均給与 月額
清掃職員	5 人	56.01 歳	4,049	3,274	廃棄物 処理業 従業員	45.08 歳	3,023	43.03 歳	3,001
調理員	10 人	51.10 歳	2,327	2,225	調理士	43.02 歳	2,514	41.05 歳	2,568
その他	4 人	53.04 歳	2,634	2,466					
全職種	19 人	53.03 歳	2,846	2,553					

1 給料月額のほか、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当など月ごとに支払うこととされているすべての諸手当を含んだ額である。

2 基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれる。

3 伊豆の国市のデータは平成 19 年 4 月 1 日現在。

4 その他には、学校事務、斎場勤務等を含む。

(2) 経験年数別平均給料月額 ( 1 )・人数

単位：百円( 上段 )

職種	経験年数			
	1～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上～30年未満	30年以上
清掃職員				3,047 5人
調理員		2,033 3人	2,096 5人	2,673 2人
その他		1,870 1人	2,210 1人	2,612 2人

- 1 平均給料月額は、諸手当を含まない額である。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日現在。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

伊豆の国市技能労務職員の給与に関する規則 別表 1「技能労務職給料表」を適用しており、国家公務員の行政職俸給表(二)に準じたものとなっています。

イ 特殊勤務手当について

伊豆の国市職員の特殊勤務手当に関する条例「別表」

種類	支給を受ける者の範囲	支給額
防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その防疫作業に従事する職員	1日つき月 600円
行旅病人等取扱従事手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律 93 号)の規定により行旅病人等を取り扱う業務及びこれに準ずる業務に従事する職員	1件につき 2,000円
行旅死亡人等取扱従事手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により行旅死亡人等を取り扱う業務及びこれに準ずる業務に従事する職員	1件につき 5,000円
じんかい処理手当	廃棄物の収集、運搬又は処分をする業務に直接従事する職員	1日につき 1,000円
火葬業務手当	火葬場において火葬を行う業務に従事する職員	1日につき 2,000円

ウ 昇給基準について

毎年 1 月 1 日に、勤務成績に応じ 4 号給(57 歳以上の職員にあっては 2 号給)を標準として昇給します。

### 3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員については、退職者不補充を原則として、民間への部分委託の実施、業務委託全般の見直しや非常勤職員の活用等と併せ、定員の適正化に努めていきます。

### 4 具体的な取組み内容

給料表については、国家公務員の行政職俸給表（二）に準じた現行の給料表はそのまま踏襲し、昇給については、すでに一般職では試行している人事評価制度を技能労務職員にまで拡大し、本格運用することで、評価に応じた昇給制度の確立を図ります。

### 5 その他

今後も、事務事業の見直しを徹底し、民間委託できるものについては積極的に民間活力を導入するなど、適正な人事配置や退職職員の補充抑制などと平行して、取り組んでまいります。